業務及び財産の状況に関する説明書類

第7期　2025年4月1日から2026年3月31日まで

2026年5月29日作成
監査法人名　南青山監査法人
所在地　東京都港区虎ノ門5-11-2
オランダヒルズ森タワー16階
代表者　高口洋士

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

（目的）

① 財務書類の監査又は証明業務

② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談

③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

（沿革）

2019年11月　東京都港区南青山に南青山監査法人設立

2020年1月　東京都港区赤坂に本部移転

2023年3月　東京都港区虎ノ門に本部移転

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

３．業務の内容

(1) 業務概要

① 監査保証業務

② 株式上場支援

③ 財務デューデリジェンス及び株価算定業務

④ M&Aアドバイザリーサービスなど

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

※2026 年 3 月 31 日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	6 社	6 社
② 金商法監査		
② 会社法監査	1 社	
③ 学校法人監査	3 社	
④ 労働組合監査		
⑤ その他の法定監査	15 社	
⑥ その他の任意監査	43 社	
計	68 社	6 社

(4) 非監査証明業務の状況

上場準備に係るアドバイザリー業務を実施している。

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

我々は、会計奉公の精神を堅持し、企業財政の健全化による我が国経済の永遠なる繁栄に寄与することを目的とします。

上記目的を達成するため、当監査法人は次のような経営理念のもと業務を推進致します。

１．誠実性：我々は、独立性を堅持し、常に誠実な行動を心がけます。

２．監査品質：我々は、監査品質を最優先で考えます。

３．専門性：我々は、専門性を磨き続けます。

４．チーム：我々は、共に働く仲間を尊重します。

５．柔軟性：我々は、変化を恐れず、迅速に対応します。

② 経営管理に関する措置

当法人においては、社員会が最終の意思決定機関であり、この職務実施責任機関として経営会議を設置している。

③ 法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会

則等を遵守するため、当法人は会議や研修等を通じて周知徹底を図っている。

④　その他

特記すべき事項なし。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①　専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針及び手続を定めています。品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者を選任し、統括代表社員が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

②　専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

監査責任者の選任に関しては、その職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できるものを選任しています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

①　基準日（会計年度中の一定の日）

2026 年３月 31 日

②　業務の品質の管理の目的

当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理のシステムを適切に整備し、運用しています。なお、当法人は、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行っています。また、それぞれの専門要員は、担当外の監査業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならないこと

としています。

③　基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人及び専門要員が関連する職業倫理（独立性を含む）を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

社員は、当法人の品質管理のシステム等を通じて専門要員が職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していないことに気付いたときには、社員会で審議するなどの適切な措置を講じる必要があるとしています。専門要員は、識別された重要な問題及びその問題の解決方法を文書化しなければならないこととしています。

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第３号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために講じる対応策若しくは阻害要因を生じさせている状況を除去するための対応策を適用することや、又は適切であると考えられる場合には監査契約を解除することを検討しなければならないこととしています。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を検討することとしています。また、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討することとしています。これらの検討過程及び結果は文書化し、特に問題点が識別されたにもかかわらず監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化しなけ

ればならないこととしています。
全ての監査契約の新規の締結及び更新について、関与先の誠実性、不正リスク、業務を実施するための適性、能力及び人的資源を有しているかを総合的に評価した上で、新規の監査契約の締結については社員会において決定することとし、監査契約の更新については経営会議において決定することとしています。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適性及び能力、評価及び報酬等の人事に関する方針及び手続を定めています。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ｱ) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の評価は、社員相互による評価を行った後、経営会議において決定しております。評価に当たっては、担当業務に係る事項（品質管理、クライアント管理、チーム管理）、法人業務に係る事項（法人運営、対外活動）、事業開発に係る事項（新規契約）の要素を定量化しつつ、定性面を考慮して総合的に実施しています。社員の報酬は、評価結果を考慮し、経営会議により決定しています。

(ｲ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

監査業務において、重要な研修（当年度の基準等の改訂（会計・監査・税務・法令等））、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等）を指定し、受講を義務づけています。なお、社員に対しては、当法人としての必須単位として、「監査の品質管理」及び「不正事例研究」科目に求められるCPD必須単位の２倍を課しております。

(ｳ) その他

専門要員を採用する場合には、監査に関する必要な知識があ

り、かつ品質管理規程を遵守し、必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材を選考することに配慮し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用することとしています。また、非常勤も含めた専門要員の評価については「人事評価規程」において、評価要素の定量評価に定性面を考慮して総合的に実施し、毎年社員会にて決定することを定めています。

オ．業務の実施及びその審査

(ｱ) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を定めています。当該事項に直面した場合には監査責任者は審査担当者と事前に相談することとし、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせを行うことにしています。

(ｲ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せ先との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行できないこととしています。

専門要員は、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告することとしています。監査責任者は、適時に審査担当者に事前相談を行い、審査担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めることとしています。

(ｳ) 監査証明業務に係る審査

全ての監査業務について監査計画及び監査意見の形成のための監査業務に係る審査を行っています。当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としています。審査担当者は、必要な知識、経験、能力、職位、客観性、独立性等を考慮して適格性を検討した上で、選任しています。

(ｴ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めています。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめており、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から 60 日以内としています。監査ファイルの最終的な整理の完了後に監査調書の変更又は追加する場合には、履歴を明確に記録することとしています。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、外部通報窓口については、当監査法人ホームページに「監査ホットライン」として掲示しております。加えて、明確に定められた内部通報等の制度を定めています。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めています。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠するように方針及び手続を定めています。品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が、当法人の方針及び手続に準拠して行われていることを確認しております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、

「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針及び手続を定めています。品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者を選任し、統括代表社員が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。監査責任者の選任に関しては、その職責を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できるものを選任しています。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、社員会において協議の上、統括代表社員が品質目標の設定、品質リスクの識別と評価及び品質リスクに対応するための方針及び手続を決定し、法人全体に適用しております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

上記のモニタリングは適切な時期に実施され、その結果は、品質管理担当を通じて、社員会に共有され、改善が必要と判断した内容については統括代表社員をはじめ全社員で問題点を把握し、原因調査、是正措置の内容、時期及び範囲等を考慮して識別された不備へ対処しております。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

2026 年 3 月 31 日を基準日として日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施し、品質管理システムを評価した結果、当法人の品質管理システムはその目的が達成されているという合理的な保証を提供していると判断しています。

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全て公認会計士であり、特定社員制度を採用していないため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことは無いと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の９の２第１項（品質管理レビュー））を受けた年月

2024 年１月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の４又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8 人	0 人	8 人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人運営に係る重要事項の審議・決定	8 人	0 人	8 人
経営会議	社員会の決定した法人運営の基本方針に基づき、具体的な法人運営に関する意思決定及び業務執行	3 人	0 人	3 人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	東京都港区虎ノ門５－11－２ オランダヒルズ森タワー16階	８人	０人	８人	０人

四．監査法人の組織の概要

（2026年3月31日時点）

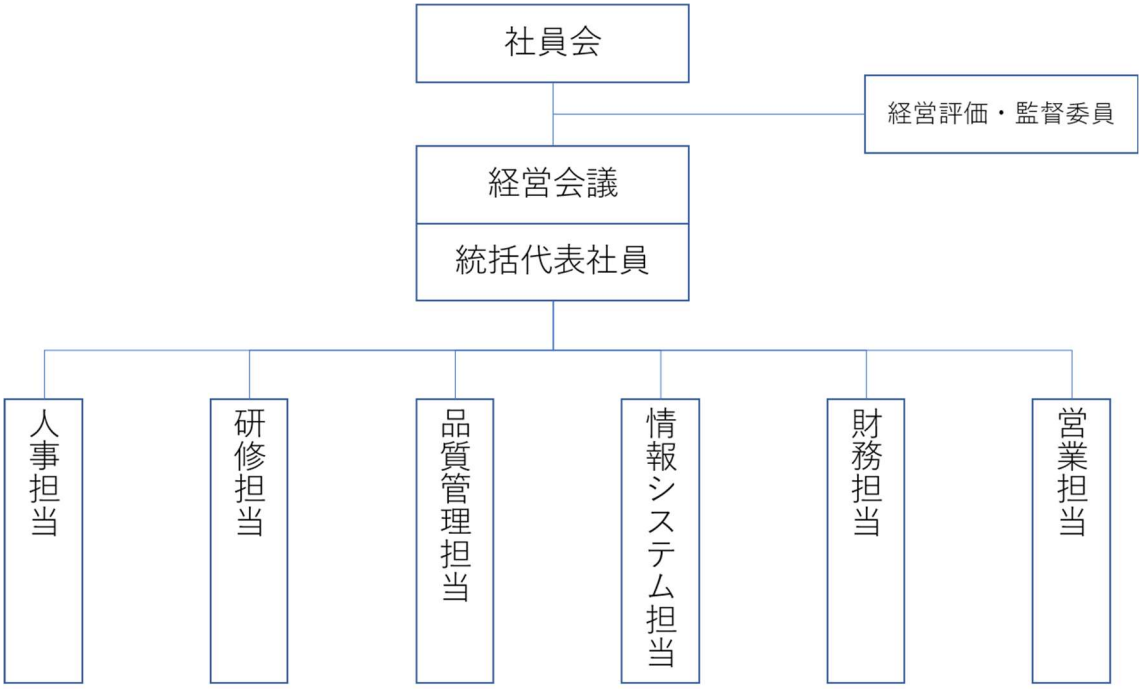

五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：　　円）

	第6期 2024年4月1日～ 2025年3月31日	第7期 2025年4月1日～ 2026年3月31　日
売上高		
監査証明業務	179,599,200	284,942,318
非監査証明業務	1,900,000	650,000
合　計	181,499,200	285,592,318

２．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

３．２に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

４．供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

- キッズウェル・バイオ株式会社
- デリカフーズホールディングス株式会社
- 株式会社文教堂グループホールディングス
- 株式会社EduLab
- 株式会社ランドビジネス
- 株式会社東京一番フーズ

以上